

日本労働年鑑 第51集 1981年版  
The Labour Year Book of Japan 1981

第二部 労働運動

III 労働争議

1 一九七九年の労働争議

3 主要要求別争議とその解決状況

労働争議統計調査結果では、多くの要求事項をもつ争議については原則としてそのうち「もっとも重要なもの一つをとりあげて」分類集計してある。そこで、その主要要求事項別総争議の発生件数をみると(第90表)、「賃金および手当」にかんする要求が三八八九件で要求事項総数の六四・六%を占め、以下労働時間・休日休暇等「給与以外の労働条件」要求三八三件(同六・四%)、「経営および人事」要求二八二件(同四・七%)、「組合保障および労働協約」二一八件(同三・六%)とつづき、政治スト、支援ストをふくむ「その他」要求が一二四七(同二〇・七%)となっている。これを前年の要求件数に比べると、総じて件数が減少しているなかで定年延長、世帯手当の新設等をふくむ「労働協約の締結および改定」と福利厚生、安全衛生等「その他の労働条件」要求ではそれぞれ九三・〇%(四〇件)、六四・九%(一一三件)の増加となっている。

また、第91・92表によると、七九年の総争議件数四〇二六件のうち解決もしくは解決扱い(争議の当事者である労使間では解決の方法がないような争議、たとえば政治ストおよび支援スト等がふくまれる)となった件数は三九一二件(全体の九七・二%)で、残り一一四件は解決を翌年以降にもちこした。解決件数を継続期間別にみると、五日以下で解決したもの一九六三件(解決件数の五〇・二%)、六～一〇日四四六件(同一一・四%)、一一～三〇日九〇〇件(同二三・〇%)、三一日以上六〇三件(同一五・四%)となっている。争議の要求事項のうち要求数の多い項目の継続期間別構成比においては「賃金増額」要求で五日以下で解決したものが五割以上を占めて多く、「臨時給与金」要求では五日以下および一一～三〇日で解決したものがそれぞれ三割以上を占めている。また「組合保障および組合活動」、「解雇反対・被解雇者の復職」要求は他の要求に比べて比較的継続期間が長く、三一日以上がいずれも五割以上におよんでいた。

さらに、解決方法別には労使直接交渉により解決したものが一八八九件(解決件数の四八・三%)、第三者関与によるもの二八四件(同七・三%)、その他解決扱いは一七三九件(四四・五%)であった。第三者関与により解決したものの内容をみると、労働委員会のあっ旋によるものが最も多く二四六件で、第三者関与解決件数の八六・六%を占めている。

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

